

厚生労働大臣の定める掲示事項等（令和6年6月1日現在）

【明細書発行体制等加算】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行いたしております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

【外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算】

当院は県知事の指定を受けている「第二種協定指定医療機関」・「発熱等外来対応医療機関」であり、受診歴の有無に関わらず、発熱、その他感染症を疑わせる症状のある患者様も必要な感染対策を行い診療を行っています。空間的、時間的分離等の対策を講じて診療に応じています

【医療DX推進体制整備加算】

当院は、医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しています。

- ・オンライン請求を行っています
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室等で閲覧・活用できる体制を実施しています
- ・マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）を促進しています。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施してまいります。
（※今後導入予定）

【医療情報取得加算】

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いしています。

【一般名処方加算】

「一般名処方」とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。当院では、患者様に適切に医薬品を提供するために、処方箋には、医薬品の「商品名」でなく、有効成分を元にした「一般名処方」を実施しています。

【生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）】

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年6月1日に診療報酬を改定し、『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するようになりました。この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名を頂く必要があります。病状に応じ、28日以上長期投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付も可能です。

【情報通信機器を用いた診療に係る基準】

厚労省の指針を順守してオンライン診療を実施しています
（現在準備中）

【肝炎インターフェロン治療管理料】

当院では肝臓専門医による肝炎の治療を行っています。

【ニコチン依存症管理料】

禁煙外来を行っており、当敷地内は禁煙です

(現在治療薬供給停止の為中止中です)